

平成29年度全国統一防火標語

『火の用心 ことばを形に 習慣に』

御坊市消防本部(署)発足60周年記念標語(平成28年度記念事業)

『火と人が 理解し合えば 火災ゼロ』

3月1日(木)から7日(水)までの7日間、全国一斉に春の火災予防運動を実施します。この運動は、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として行われるものです。また、この運動にあわせて、全国山火事予防運動・車両火災予防運動も同時に実施します。



◇春の火災予防運動

3月とはいえ、まだまだ気温が低く空気の乾燥や暖房器具の使用など火災要因は少なくありません。火気を使用する場合は、完全に火が消えるまで目を離さないなど十分注意し、高齢者や幼児の生活する部屋は一階の避難しやすい場所にししょう。

◇住宅防火 いのちを守る

7つのポイント

3つの習慣・4つの対策

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器などを設置する。
- ・高齢者の方や身体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

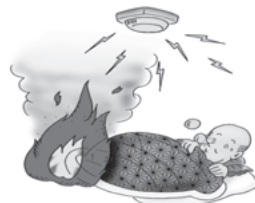
◇住宅用火災警報器の設置・点検

消防法・御坊市火災予防条例の一部改正に伴い、一般住宅などに住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器の設置義務化の背景として、住宅火災による死者(犠牲者の大半が65歳を超える高齢者の方)が急増、特に就寝中

に火災に遭遇し発見が遅れたことによる『逃げ遅れ』が原因で犠牲となるケースの増加があります。そのため、就寝に使用する部屋にも火災警報器の設置を義務付けることにより、住宅火災による犠牲者を減らし、人命と財産を守ることを目的としています。

住宅用火災警報器は、「全ての寝室」と、寝室が2階などの場合には「階段室の天井付近」に設置する必要があります。



住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じなくなることがありますので、10年を目安に交換をおすすめします。また、長期間設置をしているとホコリ等の蓄積や電池切れを起こしている場合があるので、定期的に作動確認しメンテナンスを行いましょう。

住宅用火災警報器等に関するお問い合わせは、住宅用火災警報器相談室(☎0120・565・911)または、市消防本部予防課(☎0738・22・4899)まで。受付時間 月曜から金曜までの午前9時から午後5時まで

(休祝日を除く。)

◇ご家庭に消火器の設置を!

近年の建物火災による死者のうち、その大半は一般住宅、共同住宅等の火災により発生したものです。消火器は住宅防火に最も重要な初期消火の役割を担っています。万が一に備え、消火器を設置しましょう。消火器の使用方法等については、御坊市消防本部ホームページをご覧ください。

◇放火火災に注意!

放火火災未然防止に向けた環境づくりのご協力をお願いします。屋外にダンボール、古材など燃えやすい物を置いたままにしない。

- ・家の周りには外灯などで出来るだけ明るくしておく。
- ・隣近所に一声かけて火災予防の協力を求める。

◇空き家の管理について

空き家の周囲は整理整頓を行い、家には常に鍵をかけ、容易に人が出入りできないようにし、ガスおよび電気を実際に遮断しましょう。

《火災・救急・救助は119番》
災害情報ダイヤル(音声案内)
☎0738・22・0119